

副本

令和7年(行ウ)第82号、同第109号 更正請求処分通知取消等請求事件

原告 倉持 尚、松村 幸裕子

被告 国 (処分行政庁 武蔵野税務署長及び豊能税務署長)

証拠説明書 (2)

令和7年9月2日

東京地方裁判所民事第2部Dc係 御中

被告指定代理人

安 實 涼 子

鈴 木 勇 気 (

戸 田 行 重

岩 崎 友 紀

大 足 悠 一 郎

福 田 裕 康

齋 藤 祐 希

清 家 義 一

徳 山 健 一

川 田 芳 嗣

木 山 加 奈 子

毛 利 繰

号 証	標 目 (作成者)	写し	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙4	被告指定代理人が 三鷹市長に対して 行った照会に対す る回答 (所得照会文書(回 答)、給与支払報 告書) (三鷹市長)	写し	令和7年 4月28日 付け	
乙5	「保育の必要性の 認定・確認制度」 (こども家庭庁 ホームページ)	写し	—	本証により、保育所の利用を希 望する保護者が、保育の必要性の 認定の申請を行い、市町村から あっせん等のあった保育所を利用 して保育料を支払うまでの概要を 明らかにする。
乙6 の1	保育所保育指針 (厚生労働省)	写し	—	本証により、保育指針の定めを 明らかにする。
乙6 の2	「保育所保育指針 解説」(抜粋) (厚生労働省編)	写し	平成30年 3月23日 発行	本証により、保育指針における、 保育所の役割、保育所の目的、保 育所保育の目標及び養護の理念を 明らかにするとともに、保育所は、 入所する子どもの最善の利益を考 慮し、その福祉を積極的に増進す ることに最もふさわしい生活の場 を豊かにつくり上げることを重要 な役割としていることを明らかに する。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙7	「イラストで読む！幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 はやわかりBOOK」 (抜粋) (無藤隆、汐見稔幸編)	写し 平成29年 8月15日 発行	本証は、平成29年に改訂された保育指針などの解説書である。 本証により、「保育」とは、乳幼児を保護して教育するという意味であり、また、保育所が、幼稚園などととともに、日本の「幼児教育施設」とされたことを明らかにする。
乙8	平成24年版「厚生労働白書」(抜粋) (厚生労働省ホームページ)	写し —	本証により、社会福祉制度の仕組みの概要等を明らかにする。
乙9	子ども・子育て関連3法について (平成24年10月) (内閣府・文部科学省・厚生労働省) (厚生労働省ホームページ)	写し —	本証により、急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題などの子育てをめぐる現状と課題を背景に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨として、平成24年8月10日に、子ども・子育て関連3法と呼ばれる法律が整備され、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設と、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずることとされたことを明らかにする。

号 証	標 目 (作成者)	写し	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 10	社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録第19号 (平成 24 年 6 月 14 日)	写し	—	本証により、子ども・子育て関連 3 法が制定された審議経過及び保育所への入所決定が、「保育に欠ける」から「保育の必要性」を認定する仕組みへ変更されることとなったことを明らかにする。
乙 11 の 1	三鷹市保育園等入園案内令和 5 年 (2023) 年度 (抜粋) (三鷹市)	写し	—	本証により、三鷹市の保育料が「0 歳児クラス」と「1・2 歳児クラス」の年齢別、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分別、入所する乳幼児の属する世帯の市民税額などの階層区分別に定められていることを明らかにする。
乙 11 の 2	保育必要量及び保育料等について 「利用者負担額一覧表」 (箕面市ホームページ)	写し	—	本証により、箕面市の保育料が「3 歳児未満の場合」と「3 歳児以上の場合」の年齢別、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分別、入所する乳幼児の属する世帯の市民税額などの階層区分別に定められていること等を明らかにする。
乙 11 の 3	保育園でかかる費用について (三鷹市ホームページ)	写し	—	本証により、三鷹市の保育園に係る費用について、0 歳児から 2 歳児クラスについては、給食費は保育料 (利用者負担額) に含まれていること、3 歳児から 5 歳児クラスについては、月 6000 円の給食費が徴収されていることを明らかにする。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨	
乙 12	租税法[第 24 版] (抜粋) (金子宏著)	写し	令和 3 年 11月30日 発行	本証により、①所得金額の計算上、必要経費の控除を認めることは、投下資本の回収に課税が及ぶことを避けるためであること、②必要経費として控除され得るためには、事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用であり、客観的に必要経費として認識できることが必要であることを明らかにする。
乙 13	「弁護士会役員活動費用と消費税(1)」・税研 2014. 5 (175 号) (抜粋) (岡村忠生著)	写し	—	本証は、租税専門誌における東京高裁平成 24 年判決に係る論評である。 本証により、所得税法 37 条 1 項に規定する必要経費は、個別対応の必要経費と一般対応の必要経費に区分され、①その違いは控除が認められるタイミングであり、②業務との関係が求められる程度は同じであると解されることを明らかにする。
乙 14	コンメンタール所得税法電子書籍版 (法 37 条) (武田昌輔監修)	写し	令和 7 年 3月12日 出力	本証により、「費用」が収益を獲得するための価値犠牲分を意味することを明らかにする。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨	
乙 15	スタンダード所得 税法[第4版] (抜粋) (佐藤英明著)	写し	令和6年 1月30日 発行	本証により、所得税法37条1項の「所得を生ずべき業務について生じた費用」とは「その業務と直接の関連性を有し、その業務を行なうために客観的に見て必要な支出を指す」と解されていること等を明らかにする。
乙 16 の 1	訟務月報 65 巻 11 号 (長野地裁平成 30 年 9 月 7 日判決、 東京高裁令和元年 判決) (法務省訟務局)	写し	—	本証により、長野地方裁判所平成 30 年 9 月 7 日判決が、必要経費の意義、範囲について、「個人の支出のうち、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、支出が事業に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出されたものであり、当該業務の遂行上必要なものに限られるというべきである。」と判示したこと及び東京高裁令和元年判決が、必要経費の意義、範囲について、原審である長野地方裁判所平成 30 年 9 月 7 日判決の判示内容を維持したことを明らかにする。
乙 16 の 2	税務訴訟資料 270 号順号 13422 (最高裁令和 2 年 6 月 26 日第二小 法廷決定) (国税庁)	写し	—	本証により、東京高裁令和元年判決(乙 16 の 1)の控訴人の上告及び上告受理申立てについて、上告棄却及び上告受理しないと決定され、当該判決が確定したことを明らかにする。

号 証	標 目 (作成者)	写し	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 17	「弁護士会役員活動費用と消費税(2)」税研 2014.7(176号) (抜粋) (岡村忠生著)	写し	—	<p>本証は、租税専門誌における東京高裁平成 24 年判決に係る論評である。</p> <p>本証により、東京高裁平成 24 年判決以降、必要経費における業務との関連性については、「事業活動との直接の関連性」により判断している裁判例が多くあり、これらの裁判例では、必要経費として収入金額からの控除を認める要件として、事業活動又は業務との結びつきを求め、これを「直接」と表現したものと解されていることなど所得税法における所得分類と控除のあり方を明らかにする。</p>
乙 18 の 1	税務訴訟資料 262 号順号 12019 (高松地裁平成 24 年 8 月 8 日判決) (国税庁)	写し	—	<p>本証により、当該判決が、「ある支出が所得税法 37 条 1 項に規定する必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならない、必要性の認定は、関係者の主観的判断を基準としてではなく、客観的基準に即してなされなければならない」と判示したことを明らかにする。</p>

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨	
乙 18 の 2	税務訴訟資料 263 号順号 12141 (高松高裁平成 25 年 1 月 25 日判決) (国税庁)	写し	—	本証により、高松地方裁判所平成 24 年 8 月 8 日判決(乙 18 の 1)の判示内容が高松高等裁判所において維持されたことを明らかにする。
乙 18 の 3	税務訴訟資料 263 号順号 12253 (最高裁平成 25 年 7 月 5 日第二小法 廷決定) (国税庁)	写し	—	本証により、高松高等裁判所平成 25 年 1 月 25 日判決(乙 18 の 2)の控訴人の上告が棄却され、当該判決が確定したことを明らかにする。
乙 19	税務訴訟資料 264 号順号 12382 (東京地裁平成 26 年 1 月 14 日判決) (国税庁)	写し	—	本証により、当該判決が、所得税法 37 条の「規定内容に照らせば、ある支出が必要経費として収入金額から控除され得るためには、それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならないというべきである」と判示したことを明らかにする。
乙 20 の 1	税務訴訟資料 266 号順号 12940 (東京地裁平成 28 年 11 月 29 日判 決) (国税庁)	写し	—	本証により、当該判決が、所得税法 37 条 1 項後段に規定する必要経費に該当するといえるためには、所得を生ずべき業務と直接的な関連性を有しており当該業務の遂行上必要な費用であることを要する旨判示したことを明らかにする。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 20 の 2	税務訴訟資料 267 号順号 13094 (東京高裁平成 29 年 12 月 6 日判決) (国税庁)	写し —	本証により、東京地方裁判所平成 28 年 11 月 29 日判決(乙 20 の 1)の判示内容が東京高等裁判所において維持されたことを明らかにする。
乙 20 の 3	税務訴訟資料 269 号順号 13260 (最高裁平成 31 年 3 月 28 日第一小 法廷決定) (国税庁)	写し —	本証により、東京高等裁判所平成 29 年 12 月 6 日判決(乙 20 の 2)の控訴人の上告受理申立てについて、上告受理しないと決定され、当該判決が確定したことを明らかにする。
乙 21	所得税法—理論と 計算—[十四訂版] (抜粋) (池本征男著)	写し 令和 2 年 9 月 10 日 発行	本証により、所得税法 45 条 1 項の家事費とは「人の衣食住に関する支出や社会的、文化的生活を営む上で必要とされる諸出費(生活費、交際費、教育費、医療費、住宅費など)を意味」と解されていることを明らかにする。
乙 22	税法用語事典 (抜粋) (金子宏編著)	写し 平成 3 年 3 月 25 日 発行	本証により、衣服費、食費、住居費、娯楽費、教養費などの「家事上の経費」(家事費)は、消費支出に当たり、所得の処分と解されていることを明らかにする。
乙 23 の 1	判例タイムズ 621 号 102 ページ (広島地裁昭和 61 年 3 月 20 日判決) (株式会社判例タ イムズ社)	写し —	本証により、当該判決が、納税者が一旦確定申告をした後に、その申告書記載の事実が誤っていたとして、その記載と異なる事実を主張し申告税額の減額を求めるような場合は、異なる事実を主張す

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨	
			る納税者側に主張事実を立証すべき責任があるものと解するのが相当である旨判示したことを明らかにする。	
乙 23 の 2	税務訴訟資料 165 号 491 ページ (広島高裁昭和 63 年 8 月 10 日判決) (国税庁)	写し	—	本証により、広島地方裁判所昭和 61 年 3 月 20 日判決(乙 23 の 1)の判示内容が広島高等裁判所において維持されたことを明らかにする。
乙 23 の 3	税務訴訟資料 170 号 1 ページ (最高裁平成元年 4 月 11 日第三小 法廷判決) (国税庁)	写し	—	本証により、広島高等裁判所昭和 63 年 8 月 10 日判決(乙 23 の 2)の控訴人の上告が棄却され、当該判決が確定したことを明らかにする。
乙 24 の 1	訟務月報 20 巻 8 号 109 ページ (京都地裁昭和 49 年 4 月 19 日判決) (法務省訟務局)	写し	—	本証により、当該判決が、通則法 23 条 1 項等の規定の趣旨やその規定の文言等に照らすと、「自ら計上記載した申告内容の更正を請求する納税者側において、その申告内容が真実に反するものであることの主張立証をすべきであると解するのが相当である」旨判示したことを明らかにする。
乙 24 の 2	税務訴訟資料 81 号 254 ページ (大阪高裁昭和 50 年 4 月 18 日判決) (国税庁)	写し	—	本証により、京都地方裁判所昭和 49 年 4 月 19 日判決(乙 24 の 1)の判示内容が大阪高等裁判所において維持され、確定したことを明らかにする。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨	
乙 25	訟務月報 23 巻 9 号 1663 ページ (大阪地裁昭和 52 年 8 月 2 日判決) (法務省訟務局)	写し	—	本証により、当該判決が、「更正 請求棄却処分取消訴訟において所 得が申告額を下廻ることの立証責 任は原告側にあると解される」旨 判示したことを明らかにする。
乙 26	税務訴訟資料 194 号 1080 ページ (盛岡地裁平成 5 年 3 月 26 日判決) (国税庁)	写し	—	本証により、当該判決が、「更正 の請求に対する更正の理由がない 旨の通知処分の取消を求める場合 も含めて、納税申告書の内容に過 誤があることについても、納税者 側で、その内容に過誤があり、記 載した額より納税者に有利な額が 真実の額であることを主張立証す べきであると解するのが相当であ る」旨判示したことを明らかにす る。 なお、表題に「福岡地方裁判所」 と記載があるのは「盛岡地方裁判 所」の誤記と思料される。
乙 27	令和 5 年版「厚生 労働白書」(抜粋) (厚生労働省ホー ムページ)	写し	—	本証により、子ども・子育て関 連 3 法に基づく子ども・子育て支 援制度の制度理念を明らかにす る。

(注) 1 略語等は、被告の準備書面等の例による。

2 マスキングは被告指定代理人による。

3 黄色マーカーは被告指定代理人による。